

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	健康づくりのための運動指導者が修得した知識・技能の水準 についての審査及び証明	
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活習慣病対策室
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 2	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
	II	国民の心身の健康の維持増進を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>厚生労働大臣は、健康づくりのための運動指導者（以下「運動指導者」という。）が修得した知識及び技能の水準についての審査及び証明を行う事業のうち、奨励すべきものを認定することができることとされており（廃止前の「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令」第 1 条）、（財）健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）の実施する、健康運動指導士及び健康運動実践指導者（※）に係る講習、試験及び登録事業が当該認定を受けていたところである。</p> <p>（※）・健康運動指導士 呼吸器・循環器系の生理機能の維持・向上を図ることにより、動脈硬化、心臓病、高血圧等の生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚し、個人の身体の状況に応じた運動プログラムを提供できる知識・技能を有する者。</p> <p>・健康運動実践指導者 健康運動指導士が作成した運動プログラムを踏まえた運動の実践指導を行う者。</p>
関連公益法人名
(財) 健康・体力づくり事業財団

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析

生活習慣病は、運動習慣の定着、バランスのとれた食生活、禁煙などの健やかな生活習慣により、その発症を予防できることから、地域住民の生活習慣病を予防し、健康の保持及び増進を図るため、運動習慣の定着を支援する運動指導者を養成することが重要であり、さらに、適切な指導を実施するためには、運動指導者について、適切な講習及び試験、並びに登録制度により、一定の水準を確保することが必要である。

本事業により養成された健康運動指導士及び健康運動実践指導者が、全国のフィットネスクラブ、自治体、医療機関等で生活習慣の改善の支援を担っているところであり、これらの運動指導の専門家による指導が、地域住民の運動習慣の定着に大きく貢献していると考えられる。

本業務については、高い公益性が求められるため、本来的には国が行うことが望ましいが、これを国が実施するには相当程度の負担が伴い、行政の効率化に反することから、厚生労働大臣が一定の要件を満たす事業を認定することにより、効率的な運営を図っていたところである。

しかし、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、「公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から一律に廃止する」とされたことから、本事業を認定し、国からの推薦を与えることを平成17年度末をもって廃止した。

なお、本事業に係る国の認定制度は廃止されたが、平成18年度以降は財団独自の事業として、引き続き、講習会等を行っており、独立行政法人国立健康・栄養研究所健康増進プログラムリーダーや厚生労働省健康局担当者等の有識者による検討委員会を設置し、カリキュラムの充実強化や養成校制度の創設を行うなど、運動指導者の質の維持・向上及び定着の促進を図っている。

<参考>

○ 年度別の健康運動指導士及び健康運動実践指導者登録者数

	健康運動指導士			健康運動実践指導者		
	男性	女性	計	男性	女性	計
平成13年度	240	477	717	760	1,414	2,243
平成14年度	286	534	820	958	1,628	2,629
平成15年度	325	571	896	968	1,619	2,587
平成16年度	346	571	917	1,427	2,004	3,431
平成17年度	374	515	889	1,741	2,202	3,943

評価結果（事務・事業の必要性）

本事業のより適切な運営を図るため、平成17年度末をもって、本事業について認定によって国からの推薦を与えることを廃止したところである。

3. 特記事項

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、健康運動指導士養成講習会及び健康運動実践指導者養成講習会に係る認定制度について、平成17年度中に廃止することとされた。